令和８年度水域の生活環境動植物登録基準設定検討会（第３回）

議事録

１．日　　時　　令和８年10月14日（水）１３：３０～１６：００

２．場　　所　　WEB会議システムにより開催

３．出席委員

| | | | |
|---|---|---|---|
| 座　　長 | 山本　裕史 | | |
| 委　　員 | 今泉　圭隆 | | 五箇　公一 |
| | 坂本　正樹 | | 菅谷　芳雄 |
| | 須戸　　幹 | | 冨田　恭範 |
| | 永井　孝志 | | 矢吹　芳教 |
| | 山岸　隆博 | | 與語　靖洋 |
| | 横山　淳史 | | |

（敬称略、五十音順）

４．議　　事

（１）水域の生活環境動植物の被害防止に係る農薬登録基準として環境大臣が定める基準値（案）について

（２）再評価に係る事前相談について

（３）その他

５．議事録

（１）水域の生活環境動植物の被害防止に係る農薬登録基準として環境大臣が定める基準値（案）について

再評価対象であるトプラメゾンの基準値の改正並びに新規剤である５-ニトログアイアコール・*o*-ニトロフェノール・*p*-ニトロフェノールの基準値の設定等について検討が行われた。審議の経過及び委員からの主要な意見とそれに対する審議内容は以下のとおり。

○　トプラメゾン

- 前回検討会において、申請者から提出されたコウキクサ類生長阻害試験（イボウキクサ）については、基準値設定の根拠として用いることは困難であるとして、申請者に対して再試験の実施を求めることとされた。その後、新たにコウキクサ類生長阻害試験（コウキクサ）に関する２件の文献データが確認された。今回、これらの文献データ及び申請者から提出されたコウキクサ類生長阻害試験（イボウキクサ）を評価に用いて基準値を設定する案について、事務局より説明がなされた。委員からの主要な意見及び議論の内容は以下のとおり。

【２件の文献データについて】

- 事務局が研究機関から追加で入手した詳細データには、暴露開始時、換水前後及び暴露終了時の実測濃度が記録されており、これらから算出した時間加重平均濃度に基づく毒性値を評価書に記載したこと、設定濃度と実測濃度に乖離があること、及び、分析法の妥当性確認に関する情報が確認できないことについて、事務局より説明がなされた。

- 詳細データにおける実測濃度の時間加重平均濃度から毒性値を算出することについては妥当であるとされた。分析法の妥当性に関する情報も確認できず、設定濃度と実測濃度に乖離が認められる理由については明らかではないが、当該剤の物性及び報告されている分析手順等を踏まえると、分析法上のロスは考えにくく、当該実測濃度から算出した毒性値を評価に用いることは可能とされた。一方で、一般論として、設定濃度と実測濃度に乖離があったとしても、用量反応関係が確認されれば一律に評価に用いることができるのかといった旨の質問がなされたが、一律に評価に用いることができるものではなく、物理化学的性状等を考慮して個々に判断すべきとの意見があった。
- 両試験とも葉状体数の観察が暴露開始時及び終了時のみであること、また、試験培地がそれぞれ SIS 培地及び Hoagland's 培地であることが説明された。これらの点はいずれも OECD TG221 からの逸脱ではあるが、当該文献データを評価に用いることは可能とされた。

【申請者提出の試験データについて】

- 申請者から提出されたコウキクサ類生長阻害試験（イボウキクサ）では、葉状体数以外の測定項目が測定されていない。しかし、今回新たに確認された前述の文献データにおいて、葉状体数及び葉状体面積に基づく各毒性値に大きな差がないことから、申請者提出データの葉状体数に基づく毒性値を用いても影響を過小評価する可能性は低い旨の申請者の考察は妥当と判断され、当該毒性値を評価に用いることは可能とされた。一方、葉状体数以外の測定項目が測定されていない場合であって、文献データ等から葉状体数と他の測定項目に基づく毒性値における感受性差の有無を判断するにあたり、考え方の整理が必要との意見があった。

- 検討の結果、事務局が提示した案を農薬小委員会に諮ることが了承された。

○ 5-ニトログアイアコール・*o*-ニトロフェノール・*p*-ニトロフェノール

- 本農薬については、申請原体が 5-ニトログアイアコール、*o*-ニトロフェノール及び *p*-ニトロフェノールを有効成分として含む混合物であることを踏まえ、3 有効成分及び不純物等の含有比率が申請原体と概ね同様であると考えられる被験物質を用いた毒性試験結果に基づき評価することは妥当と判断された。
- 本農薬については、試験期間中に各有効成分の存在比が概ね維持されていること、及び各有効成分単体の毒性試験結果を評価した結果が混合物としての評価結果と明らかに矛盾するものではないことから、混合物として評価することに特段の問題はないと考えられた。一方、各有効成分の水中での安定性又は毒性に大きな差異が認められる場合には、成分ごとの挙動を踏まえた評価等について個別に検討する必要がある旨の意見が出された。
- 今回の申請原体と 3 有効成分間の含有比率が異なる農薬又はいずれかの有効成分のみを含む農薬については、別途評価を実施する旨の確認がなされた。
- 実測濃度が測定されていない試験又は実測値が確認できない試験については、設定濃度が実際のばく露濃度を適切に反映しているか明らかでないため、農薬小委員会での説明及び評価書において、設定濃度に基づく評価であること及び当該評価を妥当と判断した根拠が明確になるよう、説明及び記載に留意すべきとの意見が出された。

- 検討の結果、事務局が提示した案を一部修正の上、農薬小委員会に諮ることが了承された。

（2）再評価に係る事前相談について

除草剤１剤について、農薬の再評価に必要なコウキクサ類生長阻害試験に係る事前相談への対応案について検討が行われた。当該試験における２点の逸脱事項（葉状体数以外の測定項目が観察されていない点、及び、濃度設定の公比が 10 である点）及び申請者の考察について検討され、以下の事務局の整理が了承された。

- 葉状体数のみに基づく評価によって当該農薬の毒性が過小評価されないことを確認できる十分な根拠が示されていないことから、本試験に基づく毒性値を再評価における登録基準値の設定に用いることは適切ではない。
- 公比 10 とした濃度設定が OECD TG221 の考え方に照らして適切であったとする十分な根拠が示されていないことから、再試験を実施する場合には、公比 3.2 以下となるよう設定することが望ましい。

検討の結果、事務局が提示した回答案を一部修正の上、申請者に回答することが了承された。

（3）その他

○　長期ばく露影響評価における河川水中農薬濃度データの取扱いについて

長期ばく露影響評価の導入に際して、現時点で想定している技術的・運用上の検討事項のうち、河川モニタリングデータを長期水域 PEC の代替として用いる場合の基本的な考え方について、事務局より説明がなされた。委員からの主要な意見は以下のとおり。

- 提出される河川水中農薬濃度データが、対象農薬の使用実態のある地区における調査結果であることを確認する必要があるのではないか。
- 事務局が提示した手法は唯一の選択肢ではなく、他の算定方法について科学的妥当性が示される場合には、当該方法を用いることを妨げるものではないという理解でよいか。
- 河川水中農薬濃度データの提出に際しては、データの科学的検証のため、調査期間中の天候、降水量等の気象情報も併せて報告する必要があるのではないか。

これらの意見に対して、農薬登録申請に係る関係通知において、出荷量統計や防除暦等を考慮した調査地点の選定や調査期間中の気象条件の記録等が規定されていること、本手法は唯一の選択肢ではなく、他の算定方法について科学的妥当性が示される場合には当該方法を用いることを妨げるものではないことについて事務局より説明がなされた。検討の結果、事務局が提示した基本的な考え方について了承され、農薬小委員会に諮ることとされた。

○　同一生物種について複数の毒性試験結果がある場合の評価上の取扱いについて

同一生物種について複数の毒性試験結果がある場合の評価上の取扱いについて、検討が行われた。委員からは、現行の取扱いとの関係、諸外国の生態毒性評価及び国内他制度における取扱いの情報、代表値の設定に係る基本的な考え方及び具体的な運用方法等について様々な意見が出された。これらを踏まえて引き続き検討することとされた。